

政務活動費の交付に関する条例等の検討について

平成24年9月5日公布された地方自治法の一部改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に変更となり、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めることとされました。

松戸市議会では、平成24年11月から各会派の経理責任者及び無所属議員で構成する「経理責任者等会議」及び各会派の幹事長で構成する「幹事長会議」において、政務活動費を充てることができる経費の範囲及び各支出項目の取扱い等について検討を行いました。

その結果、今回の法改正により認められる経費の範囲を「その他の活動」に拡大できるようにりましたが、松戸市議会においては、これまでの政務調査費の実績や過去の経緯を踏まえ、範囲を拡大せず、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明確化し、市民に誤解を生まないようにするため、「その他の活動」という文言を条例に記載せず、条例等の整備を図り、3月議会において条例を改正いたしました。